

第1回

農林水産省知的財産戦略本部専門家会議

農林水産省大臣官房企画評価課

第1回 農林水産省知的財産戦略本部専門家会議

日時：平成18年7月28日（金）
会場：農林水産省第2特別会議室
時間：13:00～15:00

議 事 次 第

1. 開 会

2. 三浦本部長挨拶

2. 議 事

- (1) 知的財産をめぐる最近の情勢と農林水産省のこれまでの取組について
- (2) 「農林水産省における知的財産戦略の対応方向」（平成18年6月2日農林水産省知的財産戦略本部決定）の具体化について
- (3) 農林水産業・食品産業分野における知的財産の創造・保護・活用についてのフリーディスカッション
- (4) その他

3. 閉 会

午後2時 開会

○吉田審議官 それでは、定刻でございますので、これから会議を開催させていただきます。

会議の進行につきましては、後ほど専門家の皆様の中から座長をお選びいただきまして、その座長のもとで進行をお願いしたいと考えておりますが、座長が選出されるまでの間、私、官房審議官の吉田でございますが、進行役を務めさせていただきます。

まずは、開会に先立ちまして、専門家の方々に前にまことに事務的な話で甚だ恐縮でございますが、専門家会議の設置について確認をさせていただきたく思います。

資料5をちょっとご覧いただきたいのですが、本専門家会議の設置につきましては、省内の話でございますが、去る6月2日の当省の知的財産戦略本部において既に決定されたところでございますが、資料2の本部の設置要領にこうした形で位置づけることとしたいと考えております。なお、事務局は、生産局種苗課から大臣官房企画評価課に移りましたので、ご承知をお願いしたいと思います。

事務的な確認は以上とさせていただきます、それでは会議に入らせていただきます。

開会に当たりまして、本部長であります三浦副大臣からご挨拶をお願いいたします。

○三浦副大臣 農林水産副大臣、またこの知財戦略本部の本部長を仰せつかっております三浦一水でございます。よろしくお願いいたします。

今日、専門家会議第1回を開催をしたいということでお願いを申し上げましたところ、大変お忙しい中を先生方にはお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

我が国は、物づくりの国をまことに誇るわけでありますが、その中にありまして、すばらしい品質と、そしてまた安全性を誇るのが我が国の農林水産に関する産物であり、またその技術ではないかというふうに考えております。本当にそういう意味で、世界でも定評がある我々の品質であり、また安全性であるなというふうに思っているわけでございます。磨けば光る知的財産は、宝物がたくさん我が国にあるのだという認識を改めてするところでございます。

そういう中で、農林水産関係におきましては、ややもすると善意が先行し、その権利主張ということ、その保護ということ、あるいは権利の確立という点で少し国内的な取組が甘かったのではないかと。この国際的な状況の中、競争が激化する中では、善意が善意にならないということも想定をしなければいけないのではないかとという反省を持っておりま

す。そういう中で、農林水産省独自としまして、知的財産戦略本部を2月23日に新たに立ち上げをさせていただいて、そしてまた今日の専門家会議につながってきたということでございます。

本当にこれらの知的財産の保護・活用を図っていきますことは、また非常に大事な農林水産分野における戦略であるというふうに思っております、直接的あるいは間接的、開発的輸出ということも視野に入れながら今後の戦略というものを考えていかなければならないのではないかというふうに考えております。

政府全体としまして、知的財産立国に基づきまして、知的財産戦略会議におきまして知的財産推進計画を毎年策定をいたしております。最近の議論の中では、特許権や育成者権といった従来の知財概念から、食文化やあるいは伝統芸能なども含めました大きな概念に対象が広がりつつあります。このような状況の中で、農林水産省として取り組んでいくべき政策の対象についても、従来の概念にとらわれず、さらに大きく広げていく必要があると認識をしておるところでございます。

省内だけの検討では、まことに知識も経験も不足をしておりますので、多方面でご活躍いただいております専門家の皆様方から、今日、貴重なご意見、ご助言を賜っていきたいというのが趣旨でございます。どうぞよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

大変暑い中でございますが、よろしくお願い申し上げます、一言、省を代表しましてのご挨拶にかえさせていただきます。お世話になります。

○吉田審議官 それでは、本日お越しいただいております専門家の方々を紹介をさせていただきます。資料1に専門家の方々の名簿は用意させていただきますが、本日お越しの委員の方をご紹介します。

すみません、三浦副大臣はちょっと所用がございまして、ここで中座をさせていただきますので、よろしくお願いします。

○三浦副大臣 まことに失礼でございますが、ちょっと中座をさせていただきます。

○吉田審議官 失礼いたしました。

それでは委員の紹介をさせていただきます。

フローリスト菰野花苑オーナーの佐々木委員でございます。

○佐々木委員 よろしく申し上げます。

○吉田審議官 日本料理アカデミー会長でおられます高橋委員でございます。

○高橋委員 よろしく申し上げます。

- 吉田審議官 一橋大学大学院国際企業戦略科教授の土肥委員でございます。
- 土肥委員 土肥でございます。よろしくお願いいたします。
- 吉田委員 サンケイリビング新聞社マーケティング戦略室編集企画担当部長の滑川委員でございます。
- 滑川委員 滑川でございます。よろしくお願いいたします。
- 吉田審議官 東京大学大学院農学生命科学研究科教授でおられます林委員でございます。
- 林委員 林です。よろしくお願いいたします。
- 吉田審議官 サントリー株式会社知的財産部長でおられます樋口委員でございます。
- 樋口委員 樋口でございます。よろしくお願いいたします。
- 吉田審議官 全国農業協同組合中央会常務理事でおられます前嶋委員でございます。
- 前嶋委員 前嶋でございます。よろしくお願いいたします。
- 吉田審議官 社団法人畜産技術協会参与でおられます松川委員でございます。
- 松川委員 よろしく申し上げます。
- 吉田審議官 独立行政法人日本貿易振興機構経済分析部長でおられます森委員でございます。
- 森委員 森でございます。よろしくお願いいたします。
- 吉田審議官 福岡県農政部長山田委員でございますが、本日は代理で長井次長がご出席です。
- 続きまして、社団法人日本種苗協会会長でおられます渡邊委員でございます。
- 渡邊委員 渡邊でございます。
- 吉田審議官 このほか、消費科学連合会の会長大木委員、株式会社日本総合研究所研究事業本部の上席主任研究員でおられます金子委員、東京農工大学大学院教授の澁澤委員がおられますが、本日は所用によりご欠席でございます。
- 続きまして、農水省側の出席者を紹介をさせていただきます。
- 今ご挨拶いたしました三浦副大臣のお隣であります副本部長の金子大臣政務官でございます。
- 金子大臣政務官 金子でございます。よろしくお願いいたします。
- 吉田審議官 続きまして、染技術総括審議官でございます。
- 染総括技術審議官 よろしく申し上げます。

- 吉田審議官 それから、生産局総務課 實重課長でございます。
- 實重生産局総務課長 よろしく申し上げます。
- 吉田審議官 それから、林野庁経営課 金丸課長でございますが、本日は特用林産対策室 石澤室長でございます。
- 石澤特用林産対策室長 よろしくお願いいいたします。
- 吉田審議官 水産庁研究指導課 重課長でございます。
- 重水産庁研究指導課長 よろしくお願いいいたします。
- 吉田審議官 向こうの方に参りまして、普及担当参事官 雨宮参事官でございます。
- 雨宮普及担当参事官 よろしく申し上げます。
- 吉田審議官 技術会議の先端産業技術研究課 高野課長でございます。
- 高野先端技術研究課長 よろしくお願いいいたします。
- 吉田審議官 農村政策課 田辺課長でございます。
- 田辺農村政策課長 よろしく申し上げます。
- 吉田審議官 それから、畜産振興課 姫田課長でございますが、本日技術室 酒井室長でございます。
- 酒井技術室長 よろしく申し上げます。
- 吉田審議官 それから、種苗課 伊藤課長でございます。
- 伊藤種苗課長 よろしくお願いいいたします。
- 吉田審議官 表示・規格課 水田課長でございます。
- 水田表示・規格課長 よろしく申し上げます。
- 吉田審議官 食品産業企画課 枝元課長でございます。
- 枝元企画課長 よろしくお願いいいたします。
- 吉田審議官 貿易関税課 落合課長でございます。
- 落合貿易関税課長 落合でございます。よろしく申し上げます。
- 吉田審議官 最後になりましたけれども、事務局を務めております技術調整室 榊室長でございます。
- 榊技術調整室長 榊でございます。よろしくお願いいいたします。
- 吉田審議官 それでは、続きまして、本日お配りした資料の確認を榊室長の方からさせていただきます。
- 事務局（榊技術調整室長） お手元にお配りしております資料、資料番号が振ってあり

ますのが1から7まで、それから参考資料といたしまして1、2という、全部で9種類の資料、その上に議事次第を載せてございます。

配付した資料は、議事次第の一番下のところに配付資料ということで、それぞれ書いてございますが、一度資料ナンバー、それぞれ右上のところに資料1、2、3、4と、資料7まで書いたものをそろえておると思います。資料7はA4の折り込みになった大きなものでございます。それから参考資料1、参考資料2、それぞれホチキスどめをしたものがご用意させていただいているかと思いますが、いかがでしょうか。もし不足がございましたら事務局の方に言っていただければお届けいたしますが、よろしゅうございますでしょうか。ご確認をお願いいたします。

○吉田審議官 資料確認よろしゅうございますでしょうか。

なお、農林水産省では省エネルギーの観点から冷房温度を高めを設定いたしますとともに、軽装を励行しております。そのため、当省側の出席者は全員ノーネクタイでございます。そのことをあらかじめお断りいたしますとともに、委員の方々におかれましても、随時上着をお脱ぎいただくなど、涼しい姿で審議に参加をお願いしたいと思います。

それでは、議論に入ります前にまずは座長をお選びいただきたいと思います。どなたかご意見等がございましたらお願いいたします。

特段ご意見がないようでしたら、事務局で腹案がございましたので、よろしゅうございますでしょうか。

東京大学の林先生に座長をお願いしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田審議官 異議なしということでございますので、林先生に座長をお願いしたいと思います。林先生におかれましては座長席の方にお移りいただきたいと思います。

(林座長、座長席に着席)

○吉田審議官 それでは、これからの議事進行を林座長よろしくをお願いいたします。

○林座長 それでは、僭越ではございますが、私、座長をこれから務めさせていただきたいと思っております。

最初にちよつとご挨拶申し上げますが、私は内閣府の「立ち上がる農山漁村」という有識者会議がございまして、これは本部長が小泉総理でおられますけれども、これの座長を務めさせていただいてからちょうど3年目に入りました。この中で、例えば昨年、細田官房長官がこのようにおっしゃったのです。東大で毎年1回ずつ公開シンポジウムをやって

いるときでありましたけれども、日本の農業者は随分頑張っているし、私の地元でも随分いろんな新しい試みをしている。しかし、農業の世界ではこれを大変いい伝統であるわけですけれども、普及という形で、いいものができたらすぐさま皆さんに普及する、これはこれですばらしいことなんだけれども、どうも一番手でいいものを考えると、その後、二番手、三番手で考えた方が体制をきっちりつくって、そちらの方が数年たつと、あたかも一番先にやり始めたような形で随分元気にやっている。一番最初の方たちが恵まれないような状況があるのじゃないか。それから、日本でいいものを考えた者が、何年かたつとほかの国から入ってきて、それで日本の農産物を席卷してしまうような状況、これはやはりちょっとまずいのじゃないかということで、知的財産のシンポジウムもやらさせていただきました。今年もできたらこの8月末か9月初めには、安倍官房長官にはご出席いただいて再チャレンジということでシンポジウムを計画したいというふうに思っておりますけれども、この「立ち上がる農山漁村」も、みずから立ち上がっていくその農山漁村の中で、どうしてもこの知的財産を避けて通れないということでもあります。

そういう意味では、今年の2月だったでしょうか、農林水産省でその本部をつくられ、なおかつ本日から、今日お集まりの私も含めた専門家の方々が、これは特に取りまとめるというよりも、貴重なご意見をいただき、ご意見あるいはご提案ですね、いただいて、それを農林水産省として生かせるというふうに聞いておりますが、私はこの知的財産が非常に大切だということはわかっておりますけれども、専門といたしましては、今日お集まりの方々、委員の方々の方がよりこれについてはお詳しいというふうに事務局からお聞きしていますので、どうぞご指導いただきながら、いい会議にしていきたいと思います。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思いますが、この論議の進め方について農林水産省の方から再度お願いがあるというふうにお聞きしておりますけれども、これを一番最初にお願いしていただくのでよろしいですか。

○吉田審議官 では、議事に入ります前に、本専門家会議の公開の取扱いについてお諮りをしたいと思います。

本会議は、提出資料も含めてすべて公開としまして、議事録についても、皆様にご確認をいただいた上で、発言者の名前を付して公開したいと思いますと思いますが、よろしゅうございませうでしょうか。——それでは事務局においてそのように取り扱ってまいります。よろしいでしょうか。

○林座長 それでは、本日は第1回目の会議でございますので、今日いただいております議題の3の専門家によるフリーディスカッションが今日のメインになるというふうに理解しております。今日の会議はおおむね3時を終了予定にしておりますが、1時間以上、1時間半ぐらいはこういう形でフリーディスカッションをしていただきたいというふうに思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。——それでは、その前に、議題1及び議題2について、時間を有効に使う観点から一括して事務局からご説明いただくということでよろしいでしょうか。

○事務局（榊技術調整室長） それでは、議題1、議題2につきまして一括して、事務局の方から資料を用いながらお話をさせていただきたいと思えます。

議題1、「知的財産をめぐる最近の情勢と農林水産省のこれまでの取組」ということで、まず資料の3、4をご用意いただきたいと思います。

資料3には、年表風に過去約8年間ほどさかのぼったところから、農林水産省を中心にこれまでの知的財産に係るいろいろな取組についてまとめたものでございます。ざっとご紹介いたしますと、まず1998年5月にUPOV条約、これは91年に大きな新しい条約が締結されるわけでございますが、我が国ではこれに国会承認が得られ、12月に同条約に加盟をするという動きがあったわけでございます。あわせて並行して国内の種苗法を改正いたしまして、これが公布されたというようなことがございます。このときに新品種の育成者権というものが明確化されたということでございます。

それから、2000年に入りまして、これは海外でございますが、韓国でいちごの「とちおとめ」が無断で種苗が日本から持ち出されて、向こうで増殖されるというようなことがわかったというような事案が発覚しております。

同じく2001年になりまして、韓国でいちごの無断増殖の事件ですとか、あるいは中国でいんげん豆、これは北海道で育成された「雪手亡」というようなものが無断で増殖されて、その加工された豆ですとかあんが輸入されるということが発覚するというような事件が起こっております。

一番下のところ、2002年に入りまして、小泉総理が国会の方で施政方針演説を行いました。その中にいわゆる知財立国を目指すのだというようなことが宣言され、すぐに知的財産戦略会議というものが発足しております。

続いて、次のページでございますが、同年12月には知的財産基本法というものが公布されて、我が国で知的財産に係る政策を一体的に進めていくという体制が整ってきたという

こととございます。

また、翌年の3月には知的財産戦略本部というものが立ち上がりまして、内閣官房の方に知的財産戦略推進事務局というものが設置されて、政府としてきちんとこういう取組を進める推進体制が整ってきたわけとございます。

農林水産省の方では、こういった動きを踏まえつつ、主として種苗法を中心とした育成者権の侵害対策等を強化するというところで、例えば2003年の3月には関税込率法の改正がありまして、侵害物品の輸入禁制品を追加しているとか、あるいは同年7月には改正種苗法が公布されまして、特に罰則の引上げ等が行われております。

ただ、こういう国内での対応をいろいろととってきておるところとございますが、右の方にありますように、海外においては、まだなおこういう育成者権の侵害の事案が頻発しているというという事態が続いてきたわけとございます。

3ページをお開きいただきたいと思います。これの中で2005年、昨年ですが、平成17年の3月に、私ども農林水産省の基本政策をまとめました「食料・農業・農村基本計画」というものが閣議決定されたわけとございますけれども、こういう中で、今後の農林水産業政策の推進項目の中に、新品種の育成等の知的財産権の保護、活用というものを明示しまして、今後こういった政策を強化していくということをごこの中に盛り込んだわけとございます。

さらに、同年の6月に、再度と申しますか、種苗法の改正をして、加工品にも育成者権が及ぶというような措置をとったほか、種苗の品種等の期間を延長するというような措置をとっております。

さらには、海外での侵害事案が頻発するというごこともございまして、下の方にございませうように、中国あるいは韓国に対して、官民一体となった連携したチームを組みまして、こういった国々に育成者権等の保護をする制度の整備ですとか、あるいは強化を図るよう働きかけを行うというような取組も始めてきたところとございます。

さらに、4ページとございますけれども、先ほど座長の林先生の方からもご紹介ありましたように、「立ち上がる農山漁村」の取組の中で、この知財を取り上げたシンポジウムですとか、あるいは事例の選定といったような取組も進んできております。

またこのころから、農林水産物の海外への輸出促進というようなごことも推進していかうということ、海外に常設店を設置するなどの取組をとってきたところとございます。

そうしまして、下の2006年2月とございますが、こういう動きの中で、農林水産省とし

てさらに戦略的・総合的にこの知的財産政策を打っていかうということでございまして、先ほど三浦副大臣からご挨拶がありましたように、本年2月に知的財産戦略本部を設置し、取組の強化を図る体制を整えたところでございます。

さらに、5ページでございすけれども、そういう検討を進める中で、中段にございすますが、本年4月には「家畜の遺伝資源の保護に関する検討会」を設置しまして、本日もお越しただいております松川先生のもとで、現在中間取りまとめに向けた検討が進んでおります。また7月には、将来的には種苗法の見直しも含めまして、「植物新品種の保護の強化及び活用の促進に関する検討会」というものを設置し、鋭意検討を進めている、そういう状況でございす。

ざっとご覧いただいてもわかりますように、特に農林水産省のこの知的財産に係る取組はごくごく最近になってようやく密度濃く取組を始めたというところでございまして、まだまだ歴史の浅い状況になっておるといふふうにご理解いただければと思います。

それから、資料の4でございす。すみません参考になっていす。資料の4でございすけれども、これは今申し上げましたような農林水産省の取組の中で、幾つかの事例的なものを少しイメージしていただくということでご用意してあります。

まずは農林水産業分野・食品産業分野で知的財産の活用ですとか、そういったものがどういふものが今進んでおるかという簡単な例でございす。

1ページには、農林水産省関係の独立行政法人、これは野菜茶業研究所の方でございすけれども、抗アレルギー作用を持つようなメチル化カテキンという物質を多く含むお茶の品種を、これは「べにふうき」という品種ですが、開発をいたしまして、それから民間の飲料企業と連携をしまして、そのメチル化カテキンをたくさん抽出する抽出技術、これは特許になってありますが、そういうものも開発しまして、新しい商品を開発し、それを市場に出して、こういう機能を持ったお茶というものが最近市場で売上げを伸ばしてきていす、そういう状況が事例としてございす。これは1つの事例でございす。

同様の事例は、2ページ目をお開きいただきますと、アントシアニンというポリフェノールをたくさん含んだサツマイモですとか、あるいは抗酸化作用を持つリコペンという物質をたくさん含むトマトですとか、あるいは最近いろいろなところで目にされるといすけれども、血圧を下げる効果があるといわれるギャバというものが、これは玄米を発芽させる過程でたくさん出てくるというものを私どもの近畿中国四国研究センターで発見しまして、こういうことを活用したさまざまな食品を現在開発し、市場に出していす、そう

いう例でございます。

3 ページ目には、これは品種の、登録品種を海外から国内に許諾を得て輸入し、増殖するという例、それから、我が国から海外に、特に左側は我が国の富山県で育成した品種を本場のオランダに持って行って、あちらで増殖して栽培をしてもらうというような取組も進んできているという事例でございます。

それから4 ページでございます。4 ページは、これはまたちょっと違った観点でございますが、先ほどご紹介ありました「立ち上がる農山漁村」の取組の事例をここで掲げております。各地域地域で、特に地域ブランドというものを確立する取組は、地場でいろいろとこれまでに培ってこられたノウハウ等を活用して、あるいは地域の地場の農産物を利用して、地域でいろいろな農産加工品等のブランド化をはかる。この場合特に商標という知的財産権をうまく活用して知名度を上げ、地域に根づいたブランドを築いていくという取組を、現在各地で進めつつあるという紹介でございます。

5 ページは、またちょっと観点が違いますけれども、知的財産をどんどん生み出すということで、試験研究機関の活躍というものに期待がかかるわけでございますが、私ども農林水産省の関係研究機関において現在特許の保有数、累計で約1,000ほどを保有するに至っている。またこういう特許を用いて許諾をして、収入として約1億円の収入が上がるような状況になっている。しかしながらまだまだこれから新しい技術を生み出していかなくちゃいけない、あるいは生み出した技術を眠らせることなく、うまく企業化・実用化につなげていかなくちゃいけない、そういうことが今後の課題になってくるのではないかというふうに考えているところでございます。

それから、6 ページから、先ほどちょっと年表のところでもご紹介しましたような、海外における育成者権の侵害事案というものを少し例示として載せております。最近特に問題になった、あるいは最近になって発覚したものの主なものを載せておりますけれども、7 ページには、先ほど紹介しましたいんげん、北海道のいんげん豆「雪手亡」の例、あるいは8 ページには、熊本県が開発されました「ひのみどり」といういぐさが中国で無断増殖されて、畳表等になって入ってくるという、そういうものを摘発したという事案、それから9 ページには、同じくさくらんぼ、これは山形県の方で育成されたさくらんぼ品種がオーストラリアに無断で持ち出されて、向こうで増殖されたという事案を簡単に紹介しております。

それから、こういう品種の育成者権の侵害事案だけではございませんで、10 ページには、

最近特に中国等々で食品、左下に少し写真も載せておりますが、さまざまな食品、ペットボトル飲料ですとか、あるいはわさびですとか、そういった食品のいわゆる模倣品というものが海外で非常に氾濫をしております、私どもの日本から輸出した物、あるいは現地の法人で日系の企業が製造し、販売するその先に、こういう模倣品が氾濫していて、大きな損害、被害を被っている、そういう状況にもなっております、こういったところにも視野を広げていろいろな対策を検討していかなきゃならないという状況になっておるといところでございます。

続きまして、議題の2でございますが、「農林水産省における知的財産戦略の対応方向」、資料の5、6をお開きいただきたいと思います。

今ざっとこれまでの取組、それから現状等々の例についてご説明を申し上げたところでございますが、こういう実態、状況の中で、農林水産省として、本年2月に戦略本部を立ち上げて、どういうことを具体的に進めていくかということを検討してまいりまして、6月に一定の取りまとめをした。当面重点的に対応しなきゃいけないというようなことにつきましてまとめたいというものでございます。

2枚目以降はその本文でございますが、1枚目にポイントを掲げておりますので、これをご覧くださいと思います。

まずは、私ども農林水産省で従来から取り扱ってまいりました「植物新品種の育成者権の保護・活用」、こういうものについて今後さらに保護の強化を図る、あるいは活用を促進するというので、例えば(1)に書いてございますように、できるだけ審査の手続きを迅速にして、出願から登録まで2.5年という世界最速の水準を目指した審査体制をとるといようなことですとか、あるいは「侵害対策の強化」を図るといことで、例えばDNAによる品種識別技術の開発ですとか、品種保護Gメンの増員強化といったようなことに取り組む。さらには、制度の見直しといようなものにも取り組んでいくというふうに関今検討を進めているといことでございます。

それから2つ目としましては、家畜の遺伝資源といことで、特に我が国で固有の優良な形質を持ちます和牛、これの遺伝資源をいかに保護していくか、その仕組みについてきちんとしたものをつくっていくといことで、現在検討を進めていただいているといことでございます。

また、少し観点は違いますが、先ほどご紹介しましたような地域ブランド、これは今年から地域団体商標とい、商標法が改正になりまして、新しい制度もできておりまして、

そういう新しい制度を活用しながら、地域ブランドの確立という取組を進めていこうというところでございます。

さらには、4番目としまして、「特許等新技術」、これをどんどん生み出して、またそういった新しい技術、新しい品種を使った新産業ですとか新しい需要を創造していくという取組を活性化、促進していこうということ。それから、こういう知的財産に関する施策を進めるに当たって当然必要となってきました人材育成ですとか、あるいは普及啓発、こういうものに取り組む。さらには農林水産省で取り組む体制を整備するためにこの専門家会議を設置するといったような、当面進めるべき施策につきまして6月2日に決定を見たわけでございます。

資料6には、これの大まかな行程表と申しますか、作業スケジュールを掲げております。それぞれ細かい説明は省略いたしますが、スケジュール感を持って、また明確な目標を設定しながらこういったことに取り組んでいこうというところであるということをご理解いただきたいと思います。

さらに、資料7をちょっとお開きいただきたいと思います。これまでの取組ですとか現在取り組んでいる内容につきましてざっとご紹介したわけでございますけれども、まだまだ私どもでやらなければいけないというのはこれだけにはとどまらず、もっともっといろんなことがあるだろうということで、この資料はこれから先生方にお願ひしますフリーディスカッションの1つの参考ということでお出ししたものでございまして、これがすべてということではございません。あくまでも参考としてご覧いただきたいと思います。私ども農林水産省としまして今後この知的財産政策というものを進めていくに当たりまして、真ん中のマルのところに書いてございますように、知的財産の創造をまず促進する、まずはこの知的財産というものをどんどん生み出していく、これを促進しようということ。それから下になりますが、生み出した知的財産をきちんと保護をしようということ。これは単に守るということだけではなくて、創造を促すようなことにもつながる知的財産の保護、こういうものを強化していこうということ、さらには生み出された知的財産をうまく活用するという、この3つのサイクルをきちんとうまく回しまして、どんどんと農林水産業あるいは食品産業分野が発展していく、そういう方向にこのサイクルを回していく、そのために私ども農林水産省としてどういう政策をこれから検討実施するべきか、そういうことをぜひ先生方にサゼスションをいただきたいと思いますということでございます。

また、この創造・活用のサイクルを下支えするという、人材の育成ですとかある

いは意識の向上といった取組も鋭意進めていかなきゃならないだろうという、そういうことをイメージしてこの表をつくってございます。

また、それぞれの項目ごとに、特に青色でハッチングした部分、それぞれ最後にクエスチョンマークをつけてございますけれども、例えば創造の促進ですと、現在私どもの関係する試験研究機関でさまざまな研究開発を進めているわけでございますけれども、そういう研究開発をより促進し、どんどんと新しい技術というようなものを生み出していただくためには、さらなる競争的な環境を整備するですとか、そういったことも必要でしょうし、また研究者の方々はなかなか特許出願というところに気が回らないといいますか、余りこれまでは関心がなかったところを、そういう方向に関心を向ける、さらには研究者が得た研究成果をきちんと特許というような形で出願していくような手続をサポートするような体制も必要ではないかということで、少し青のところを囲みを入れたところでございます。

また保護のところでも、先ほどから紹介しておりますようなさまざまな植物新品種の育成者権ですとか、あるいは家畜の遺伝資源の保護といったようなこと、これは現在専門家の方々に別途検討を進めていただいているわけでございますけれども、冒頭座長の方からご挨拶の中でも触れられましたように、例えば農業の栽培技術といったようなものがなかなか特許がとりにくいような小さな工夫ですとかノウハウといったものをきちんと評価し、保護するようなことについても検討すべきではないか。あるいはこれまで特許ですとか育成者権といったようなものに主として主眼を置いてきたわけでございますけれども、知的財産あるいは知的財産権ということでありましても、例えば意匠権ですとか著作権といったような別の権利もたくさんございます。こういうもの、特に政府の知的財産推進計画の中でも、コンテンツを活用した知的財産立国というようなことも言われておりまして、このコンテンツというものを農林水産分野でどのようにとらえるべきなのかというようなものも今後の課題になってくるのではないかと思います。

また、活用の方につきましても、例えば2番目のところ、地域ブランドの確立、新しい地域団体商標というものができたわけでございますが、各地域でまだまだ取組が進んでいない、こういうものをどう支援していくのかということ、さらには今後海外に日本ブランドというものを打って出る、そのときの日本ブランドというものをどういうイメージで、どういうふうなものとして売っていけばより効果的に海外に浸透していくのか、そういうことも検討をする必要があるのではないかとこのように考えておるところでございます。

また、一番下のところです。人材育成あるいは意識の向上の中で、冒頭三浦副大臣のご挨拶にありましたように、現在知的財産という概念が非常に広がってございます。私ども農林水産省として取り扱うべき対象、この全体像をまずは明確にする必要がある。また今後施策を検討していく基礎となるさまざまな情報収集をし、整理していく必要があるのではないかと。さらには、今後知的財産政策を打っていく上で、私ども農林水産省の職員一人ひとりが、こういうことの重要性をちゃんと認識して、各政策にそういうことを反映していくような、そういう姿勢も必要ではないかと。

幾つか現在取組を進めている中で、問題意識あるいは課題として思いつくところをここに少し掲げさせていただいたわけですが、これはまだまだ私たちの気づかないことが多々あるかと思っておりますので、その辺はぜひご指摘、ご意見を頂戴できればというところでございます。

少し長くなりましたけれども、以上ご説明させていただきました。

○林座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきましたことにつきまして、何か委員の皆様からご意見あるいはご質問ありますでしょうか。当面の取組につきまして、特に重点項目に関するご説明をいただきました。その進め方等についても何かご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。はいどうぞ、前嶋委員。

○前嶋委員 資料の3ですが、知的財産に係るこれまでの農林水産省の取組というもので、省の取組と分野の動きが出ていますが、植物新品種の関係については、諸外国との関係で、持ち出されたとか収穫物が逆輸入されているとかというようなことで、種苗法を普及して対応しておりますけれども、畜産関係については種苗法みたいなものがないから一切見逃しているというか、ただ見ているという状況だという認識でよろしいのでしょうか。

○林座長 これについてはすぐお答えいただけますか。それでは酒井室長どうぞ。

○酒井技術室長 畜産振興課でございます。

海外からの家畜の輸入あるいは精液の輸入、こういったものは動物検疫というシステムでチェックがかかっております。2国間でその条件を交わして、条件の合ったところからは輸入ができる。その頭数、本数、そういうものを把握している。中には品種も報告していただくような仕組みがありますので、把握ができるということでございます。

○前嶋委員 その家畜、牛、豚、鶏等に関しての知的財産権という観点からの評価みたいなものはでき上がっておられるのでしょうか。

○酒井技術室長 先ほど報告申し上げました検討会の中でもその点が議論になってございます。家畜について知的財産権としてどういうものが当たるかという議論をしたわけでございますが、やはり育成者権がない中で、例えば和牛につきましても和牛特有の遺伝子を持っているということがわかっているので、遺伝子特許をうまく活用して保護につなげていくのがどうだろうかということと、先ほどもご紹介ありました商標権、例えば前沢牛とか山形牛、そういった商標もうまく活用していくべきである、そういった意見が出ているところでございます。

○林座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。まだこれにつきましては後ほど松川委員からもお話が出てくるかと思いますが、論議の進め方等で特にほかにご意見ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。——それでは、今日の本題に当たりますフリーディスカッション、これは議題の3になりますが、こちらに移らせていただきたいと思います。このフリーディスカッションは皆様から自由闊達なご意見をちょうだいしたいというふうに考えておりますが、この論議の進め方、フリーといいましてもどういうふうに話していったらいいのかという、お迷いの委員の方もおられると思いますので、再度、これは染審議官の方からご説明いただきます。

○染技術総括審議官 技術審議官でございますが、一部今までの説明の中の話と重複する面があるかと思いますが、これから委員の皆様自由に自由にご討議をいただくことになるわけでございますが、その前に一言だけお願いを申し上げたいというふうに考えています。

この会議の趣旨などにつきましては、先ほどの三浦本部長からのご挨拶に尽きるわけでございますが、ただ、農林水産省といたしましては、先ほども話がありましたように、我が国の農林水産物や食品、あるいはもう少し幅広くとれば、いわゆる食品あるいは衣食住全体を含めてもいいかと思いますが、そのような伝統とか文化なども、これを知的財産としてとらえながら、その創造と保護、活用を図っていこうというふうな観点で今回の対策を進めることにしております。

そうした場合に、そういう政策推進の一環としてこの専門家会議を設置させていただいたわけでございますが、私どもといたしましては、この専門家会議に特に2つの役割を期待しておりますし、またお願いをしたいというふうに考えております。

まず1つは、例えば予算とか法律、これは農林水産省としていろんな関係施策の検討を行っていくわけでございますが、できればその案を作成する段階におきまして、この会合

にお諮りいたしまして、専門的な見地からのご意見、助言をいただきたいという点でございます。

それと2点目でございますが、いわゆる各専門家の皆様の知見やご経験をもとに、農林水産省が今後取り組むべき政策につきまして積極的なご提言をお願いしたいということがあります。特にこの分野におきましては、民間主体の力強い取組をいかに推進するののかというのが大変重要ではないかといふふうに考えておりますが、ただいかにせん、農林水産省について考えますと、農林水産省自身の知識や経験の蓄積、これは大変不十分であろうというふうに思っております、こうした観点から、当省が学ぶべき点等につきまして、専門的な観点からのアドバイスをいただけたら大変ありがたいというふうに考えております。

なお、本日は第1回目の会合でございますので、専門家の皆様というか、委員の皆様には、いわゆる全体的な見地から自由で忌憚のないご意見をちょうだいしたいというふうに考えておりますが、先ほどご説明したような政策を推進しておりますので、先ほど申し上げたような施策を効果的、効率的に進めるためにはどんなことをやったらいいのか、あるいは先ほど申し上げたような現行の政策につきまして、足りない点あるいは不十分な点、私どもではなかなか思いつかないような点もございまして、そういう点につきましてご指摘をいただけたら大変ありがたいというふうに考えております。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○林座長 ありがとうございます。

ただいま技術総括審議官からご説明いただきましたけれども、これを前提にさせていただきながら、どうぞ自由な皆様方のお考え、まだ考えまでいかなくとも、日ごろ感じておられること等、どのようなことでも結構ですので、フリーにご意見をいただきたいと思っております。どうぞ、どこからでも結構ですので、ご意見ございましたら。

今日は非常に多くの時間がありますので、まず名簿順にご意見をいただいて、途中でももちろん、この場面でお話したいという方は挙手をいただければと思うのですが、それでまた最後にフリーなディスカッションに戻りたいということで、今日は皆様方には全員ご発言いただきたいなと思っておりますので、そういうことで始めさせていただいてよろしいですか。それでは佐々木委員から、感じていらっしゃることを何でもお話いただければと思います。

○佐々木委員 実はこの資料を少し目を通させていただきまして、実際今日この場でこの

内容について詳しく説明いただきまして、自分はお花の方なんですけれども、さっき資料3の最後の方にちょっと切花のカーネーションや菊の方で無断で増殖されるということが書いてありました。実際いちごであったりとか、僕は植物の方でもこういうことが実際行われているということを認識をしてなかったものですから、実際中国から菊とかいうのはすごく輸入されておりまして、実際母の日前になるとカーネーションがやはり海外から輸入されないと、国内生産だけでは追いつかない部分がありまして、実際助かっている部分もあるのですよね。ただし、その無断で増殖されて無断で輸入されているということに関してはやはり厳しくしないといけないのだろうなとは思いました。

こういうことが初めての認識なものですから、自分もすごく勉強になりますし、これに対してどうしていけないといけないのかなということはずごく感じますね。それは後ほどいろいろと皆さんのご意見を聞かせていただいて、僕も知識、認識をいろいろとつけていきたいと思っております。

○林座長 ありがとうございます。

それでは続いて高橋委員いかがでしょうか。

○高橋委員 高橋でございます。よろしく願いいたします。

私は、食、日本料理を職業としておりますので、食の方に関してということしかわかりませんが、2年ほど前から内閣府の方でしばしば会合、やはり知的財産の戦略会議がございまして、小泉首相が日本から発信する3つのことで、ファッションとアニメーションと日本料理ということで、世界に発信するということを言われまして、それ以来しばしば会合を持っているわけですが、そういう中での食育問題、これは今日本料理が非常に世界で見られております。現実には世界ですごい数の日本料理店というのがあるわけですが、その中でまともな日本料理が出ないというのは、経営者が、日本人が経営している日本料理店というのには1割にも満たないということらしいです。それで本当にもう、これが日本料理かといえるものが氾濫しておりますので、そういうものを少しでも日本料理に近づけたい、正しいものに近づけたい、あるいは日本人が海外に行ったときに、日本料理が恋しくなって日本料理店に飛び込んでほっとするような日本料理が出るようなことが希望でございますので、そういうことで3年前に日本料理アカデミーというものを設立いたしまして、今それを私、会長をさせていただいているのですが、いろいろな点で世界に発信していこうというのが日本料理、まあ日本料理の一番は京都、大元みたいに言われていますけれども、それは別としましても、やはりまともな日本料理を伝えたいとい

うことで、まずは食文化の高いフランスから始めようということで、一番最初に向こうに参りまして、リヨンの方で日本料理教室みたいな講座を開きましたり、また1つの食材を日本の料理人と向こうのMOF保持者とか、1つ星保持者とか、そういう方々と交わって、その1つの食材をいろんなお料理につくっていくという、両国での親睦みたいなことをやったり、ということをやりました、それでその後、その秋には向こうから5名のそういうシェフを迎えまして、日本に招待して、そして我々のところで預かって、10日間研修していただきました。それで最後に、料理学校の方で自分の研修を発表していただくというふうな形をとりまして、今年の5月には向こうから、今度は日本の料理人を呼ぼうということで言うていただきまして、それで5名の日本料理人が行くことに決まっています、もうすべて段取りができたところ、5日前になってから急遽向こうからキャンセルが入りまして、なんというところやということだったのですけれども、これはもう向こうでの理由は、スポンサーがおりられたということで、資金がどうにもならないということで、取りやめでなしに日延べということではほしいということがございまして、それじゃいたし方ないということで、それでまた今度、今年10月には向こうから呼びましてやるようなこと、ああ、こちらから向こうに参りまして、向こうでいろいろやります。

その後、フランスが一番食文化が高いということで始まったわけですがけれども、そういう中でだんだん違う国をやろうということで、来年にはアメリカということも決まっておりますし、いずれスペインとかイタリアとかいうふうなことも考えておりますし、そういう食材は非常に世界でいろんなものが手に入るようになっておりますし、料理もしやすいのですけれども、ただ調理法としてはやはり一番怖いのが、日本料理は生食をするということが非常に怖い部分でございまして、内閣府の方の会議でも、食育問題でありましたように、生食がいかにか怖いということで、海外に発信せないかぬと言うていた矢先にスペインで大量中毒が出た。それで日本料理は生食は禁止というようなことになりまして、ちょっと手遅れになってしまったわけですがけれども、そういうことで、私の分野としてはそういうところから発信していくということしかできませんので、そういう部分で見ただけならば結構かと思えます。よろしく願いいたします。

○林座長 ありがとうございます。土肥委員どうぞ。

○土肥委員 私、専門としましては知財の方の者ですから、ここでは発言をしなければならぬのかなと思っておるのですけれども、各委員のご意見をいろいろ伺った上で、何か貢献ができればというふうに思っております。

今高橋委員もおっしゃっておられたと思いますけれども、やはりこういう知的財産の創造の促進、保護の強化、活用の推進という、このサイクルを大きく回したいということになると、やはり必要なのは人材ということになります。人材がないとやはり日本食なり食材なり、そういったものの普及活用、こういったことについてもなかなかうまく循環が進んでいかない、こういうことになるのだらうと思います。

従来、例えばMOT、技術のわかる経営者といいましょうか、技術もわかるけれどもマネジメントもできる、あるいは技術もわかるけれども経営もわかる、こういうことからいたしますと、農業もわかるけれども、あるいは農業技術もわかるけれども、経営もできるとか、つまり単に農業だけではなくて、農業と知財、農業と経営、農業技術が評価できるような人材をどう育成していくか。これを創造の促進、保護の強化、活用の推進という、こういう局面において、このサイクルを大きく回していけるような、そういう人材を1つつくらなければならないのではないかと、こういうことを、この資料の7の下のところ黄色で囲ってあるところですけども、これは非常にいいことだと思いますので、この辺の施策を充実していただきたいというふうに思います。

それから、2つ目には、これはほかにも少し言ったことがあるのですがけれども、先ほどの吉田審議官のお話の中にもありましたけれども、あるいは榊技術調整室長のお話かと思いますが、世界に冠たる審査体制を敷きたい、これは非常に大事なことであります。これと同じようなことを特許庁でもやっているわけでありましてけれども、特許庁は年間、特許だけで言うと40万ぐらいの出願がある。種苗法の方は1200~1300であります。これが毎年毎年あって、特許庁の方では滞貨で音を上げることがあって、審査というものをスピードアップして待ち期間0にしたい、こういうことで頑張っておられるわけでありましてけれども、種苗と、私勉強しないとわかりませんけれども、必ずしも同じようになるのかなというのが1つあるわけでありまして。

つまり特許が、それは事情はわかるのですけれども、結果として無効審判という局面において無効率がどのぐらい出るかというのと、4割以上出るわけですね。10に4つは負けるわけです。裁判所で侵害訴訟があって、無効の抗弁というのが出るのですけれども、半分は負けます。裁判所が無効を認めます。ということは紛争の対象となるような権利の10のうち4割から5割の権利は無効だということになる。マンションを買ったり自動車をレンタルしても、マンションがなくなったり自動車がなくなる、ないものをレンタルしたり買うということは有体物の世界ではないのですけれども、知的財産の世界ではあるわけであ

りますので、こういう無効になるようなものをふやす施策は進めてほしくない。つまり権利としてある以上は、やはりそれは信頼できる安定した権利であるということをより進めていただくような施策を進めていただきたい、こういうふうに思うわけであります。

それから、3つ目には、この資料の3で言うと、右側の欄のところを見ると、これはほとんど全部要するに韓国、中国、オーストラリア、こういうことですね。つまり、今まで農水省のこれまでの知的財産に関するいろんな問題というのは、外から入ってきている。例えば半導体をつくる技術とか、あるいは何か自動車をつくる技術、特許で保護されるようなものが外国に侵害されるといっても、それを侵害するための技術というのは、かなり資本も要るし、技術力も高くないといけないのですけれども、種苗の場合は、例えば中国のようなあれだけ広い国土があつて、ただ植えればできるというようなことを言うと怒られるのかもしれませんが、つまり農家の方はすごく細かに手を入れてとおっしゃるかもしれないけれども、基本はそういうことではないかなと思うわけであります。つまり、侵害に対して非常に脆弱である。

しかもそれが、比較生産コストが全く違う日本と例えば中国との間でそういうことが行われて入ってくると、これは日本の農業者としてはひとたまりもないわけでありますので、この水際規制というものは十分やっただき必要があるというふうに思います。この施策も手厚く、つまりこれも非常におもしろいところなんですけれども、特許も同じ状況が起こるのですけれども、特許は嫌がっておられるんですね。嫌がっておられるというのは、こういうことを言っているのかどうかわかりませんが、特許の場合、特許庁というのがあつて、その水際規制で特許の侵害かどうかを判断するということは、どちらかというところ恐らく非常に消極的だと思います。だからこそ税関、関税法で専門委員をつくったりしているわけでしょうから、あれはいわばそういう状況が背景にあるのですね。

ところが農政の場合は、種苗センターですか、ここは非常に前向きなんです。積極的に、そのGメン、品種保護Gメンですか、こういうような者をどんどん充実していこうというふうなことになっておるようなんですけれども、これは先ほども言いましたが、人材育成という点からすると、OJTあたりで育成してもらっては、それはもちろん困るわけでありまして、これは非常に体系的に、専門的にきちんとやってもらわないと非常に混乱をもたらすということになりますので、これも人材という問題につながりますけれども、水際規制というものを十分考えてやっていただきたい。非常に大事なことだというふうに思います。

それから、最後に、4つ目ですけれども、染審議官のお話からすると、いわば日本の食の伝統的なものの維持、文化、そういったものを保全していくということになると、これはこのサイクルからすると、知的財産の創造・保護・活用・保全、恐らく4つぐらい、つまり保全というのはこのどれにも入りませんので、そういう保全のようなものも、4つ目の項目もつくっていくのかどうか、こういう視点も検討いただくということになろうと思います。

以上4つぐらい感ずるところを申し上げた次第でございます。

○林座長 ありがとうございます。

それでは滑川委員どうぞ。

○滑川委員 私は、リビング新聞という主婦向けのフリーペーパーをつくってございまして、家庭に配ってございまして、大体全国で881万部ぐらい出しております。地域密着型の媒体なんですけれども、その全国のリビング新聞で、今年、「我が家ごはん、地元ごはん、日本のごはん」というキャンペーンをやってございまして、1つは食育の話と、それから地産地消、仙台から鹿児島までそれぞれ、大きな都市圏を中心に新聞を主婦向けに出しておりますので、それぞれの地元のご飯をもっと大切にしようというようなテーマでも取り組んでおります。

いろいろな読者調査、主婦の調査をやっておりますけれども、その中で地産地消についてちょっとこの間調べましたところ、地域のもの、地元の産品はぜひ食べたい。その理由で多いのは、安全である、新鮮であるということでした。ところが実際にはなかなか食べていない。その理由は情報がないからということです。情報が圧倒的に足りないというご意見が非常に多かったです。割に農業の強い県では情報も行き渡っているけれども、そうでもない、割に都市部のエリアに関しては、地元の産品が何だかわからないというようなことも非常に多く出てまいりました。

地域ブランドですとか、それから日本のブランドというようなこともそうですけれども、先ほど言いましたように、信頼性とか安全性に対するニーズ、それから情報がもっと欲しいというニーズがあって、それに対してブランドというのは非常に有効なものというか、消費者、生活者にとっては大変ありがたい位置づけのものだと思うのですけれども、ただつくっただけでは届かない。そのブランド自体の信頼性とか内容がきちんとPRできなければ、伝えられなければ、多分そのブランドは単なる名前であろうというふうに考えます。

そういった意味で、私どもの言葉で言えばPR、こちらは多分啓発普及というようなこ

とになると思うのですけれども、そういった方法、生活者にどうやって情報を届けていくかということに関して、私はある程度勉強してきたなというふうに思いますし、また主婦の考え方とか実際に食卓をコーディネートしていく女性の立場というようなものから、今回ここでご紹介いただいています地域ブランドとか日本ブランドというものが生活者にとってどういう意味を持つのかというようなことであればちょっとお話も参加できるかなというふうに思っております。

○林座長 ありがとうございます。

続きまして樋口委員どうぞ。

○樋口委員 私どもは食品、特に飲料のメーカーでございまして、お酒やノンアルコールの飲料なんかを広くやらせていただいております。ところで、まずこの食品業界というものは、皆さんお認めになるか、お認めにならないかはわかりませんが、やはり今まで知的財産権に関しては意識の高くない、またそれがなくても済んだ業界であると思っております。ですから、今までは安心・安全、おいしい、ですか、そういったことが重要で、おいしい中身と格好いいパッケージ、それからすばらしい宣伝広告が成功すればどんどん売れてきたビジネスだったわけですが、昨今そうも言っておられませんで、知的財産で困り込みをした商品というものが業界に出てきております。ですからようやくその知的財産権に対する意識が高まりつつあるかなと思っております。

そういう状況の中で、先ほど土肥先生も言われましたが、この知的財産の政策を進めるためにはやはりそれを担う人材がすごく不足しているのではないかなと思っております。私は特許庁が委託しておる知的財産研究所の人材委員会にも出させていただいておりますけれども、そこでも、これは食品に限りませんけれども、ITまで含めた産業界全体の知的財産に対する考え方の高揚、高まりに対して、それを支える人材育成がついていってないという状況が明確にあると思います。ですからそういう人材の育成に関しては、これは大きな課題なんですけれども、農水省としても積極的にぜひ取り組んでいただきたいというのが一つであります。

それからもう一つ、農水省が管轄しておるのは知的財産権で言えば植物新品種であります。代表的な知的財産権である特許に関しましては、日米欧の三極はかなり標準化が進んできておる。それぞれの特許庁が制度のすり合わせを行い、アメリカでもそろそろ先出願主義になろうかという状況ができつつあり、制度の標準化がかなり進みつつある。特許権の付与の仕方、あるいはその権利の長さとか、もうほぼ標準化されておると考えておりま

すけれども、この植物新品種に関してはまだ各国ばらばらの制度が残っておるということがあります。アメリカは植物パテントでほぼ保護できるのですが、日本の場合は植物を保護しようとする、品種登録もありますけれども、植物の例えば花色遺伝子の特許で守る、というやり方もある。先ほど畜産が遺伝子で保護できるかという話がありましたが、これもなかなか難しいのかなど。実際やるとすれば非常に難しいお話かなと思いますが、じゃ本気でやるとすればどういうふうにするのという話を、やはり世界各国で標準化できるような努力をぜひやっていただきたいと思います。

品種登録にしても、中国とアメリカと日本とでかなりやり方が違いますし、考え方も違うというところがあります。そういった制度上、考え方などの標準化をしていただかないと、こういう権利侵害のような話は幾らでも出てくるし、後を絶たないだろうと思っております。

それと、先ほどこれも土肥先生の方からお話がありましたけれども、各省庁間の知財戦略、知財の意識の持ち方、それはぜひ共有化していただきたいと思います。例えば特許ですと、特許侵害のもの、例えば冷蔵庫なり洗濯機なりが輸入されてくると止まったみたいな話はよく聞きますけれども、新害品植物を止めるというときに、我々税関にお話に行っても、どの法律を使うの、どうやって止めたらいいのというところから話が始まります。先ほどカーネーションの無断増殖の話もありましたけれど、私どもはお花のビジネスもやっておりますので、青色カーネーションを例えば南米で作って、米国や欧州だけで売るつもりだったのが並行輸入で日本に入ってきてしまった。それは止めたい。その差し止める準備する法律が何か、みたいなのがまだ各省庁間で整合性がとれてないところがあります。

そういう状況の中で、税関に行って我々が今まで何をしてきたかを全部説明して、じゃこの法律で使えるか、という話が、特に初めてのケースではよくありますので、そういうところも含めて、省庁間での整合性みたいなのをとっていただくと非常にありがたいなということを日々感じております。

今のお話の中では大体そういうところですよ。

○林座長 ありがとうございます。

それでは前嶋委員どうぞ。

○前嶋委員 専門家会議で、私は専門家では全然ないので、発言できるのかどうかわかりませんが、印象みたいなものをちょっとだけ申し上げます。

まず、この知的財産戦略本部のこの取組、特に日本の農林水産物の高品質、安全・安心などの面をちゃんと知的財産として認識して、権利化して国際競争力をつけていくのだ、こういうことには大賛成でございます。

それで、先ほど土肥先生も言われましたが、国境措置をまずきちっと考える必要がある。ただ、そうはいつでも、先ほど家畜のご質問でしたが、知的財産の創造なり活用なり保護ということでございますが、じゃ知的財産とは何ぞやというところを少し範囲を限定しないとなかなか難しいのかなというのが私の最初の印象でございます。

例えば、この資料の7でも、栽培技術について、特許にはならないけれども、何とかならぬかみたいなこととか、それから先ほど日本料理の専門家の委員からございましたが、例えば日本の料理というのは、芸術性とか、官能の方の味の問題だとか、調理レシピの問題なのか、原材料の問題か、そういうものがそのまま世界に普及するかもしらぬ、そのときに騒げばいいのか、それとも知的財産として認定するような仕組みをつくった上で、一定のルールのもとでしかできないような仕組みにするのか、特許と商標とか意匠だとか、そういう分類で整理がつくのかどうかというのが私の最初の疑問でありまして、何か整理が必要なのかなという感じです。

それから、一番進んでいるのは植物の新品種の、種苗法ができてきちっと育成者権というものが確立されてございます。もう普及の段階、実施の段階なんだろうと思いますが、ただ、こういうものも含めて知的財産権は、幾らつくっても活用の部分は一定の人気がないとダメな。それは、やはり一定のボリュームというのですか、ロットというものが出来、価値が共有化されて始めてその活用が進むというような、そういうことなんだろうと。そういう意味では、特に日本の農業の場合、個人の農家、零細農家も構成していますので、そういうところに配慮しながら1つ価値を高めていくということがいいのではないかな、というのが個人的感じですが。

それからもう1つ、消費者の立場から考えると、特にブランド化というようなことで日本ブランドを世界に売っていく、地域ブランドももちろん活性化のためにぜひともやっていただきたいと思うわけですが、そういう中で心配なのは、この知的財産の創造という面で、例えば遺伝子組み換えみたいなもので、言ってみれば生命体を幾らでも、今そういう技術があるようでございますけれども、そういうものをたくさんつくっていくと、日本の知的財産の安全・安心とか高品質のイメージが侵食されるというか、相互にマイナスを起こすような部分があるのかなのか。国家戦略としては当然必要だというような考

え方もあるかもしれませんが、そこら辺に留意していなければいけないのかなど、思いつきでございますがそう思っています。

それからもう1つは、国内における消費者、私どもたまたま農業団体におりますのであれですが、ぜひとも、外食なり中食なり、加工食品についての原産地表示等を国内の中でも強化していただけたらと思っております。

以上です。

○林座長 ありがとうございます。

それでは松川委員お願いいたします。

○松川委員 私はもともと研究出身なものですから、この資料7の知的財産の創造の促進というところから話に入りたいと思いますけれども、私はこの資料にあります「より競争的な研究環境の整備」、「基礎的研究の充実が必要」、これには全く賛成で、直面する問題にだけ対応するような研究ではなかなかこの知的財産の創造というところまでは行きにくい。やはり研究のことですから、長期的な政策を持って基礎研究を充実する。

特に植物とか動物の基本的な生理に関するような研究は、今は大学よりは国の独立行政法人の方が研究する力を持っていると思いますので、こういうところできちんと基礎研究を進めていただければという気がしております。

それから、「知的財産化の加速」ですけれども、従来特許を申請してもそれは余り評価されなかった、研究者としてはインセンティブにはならなかったわけですけれども、最近はかなり様変わりがしておりますして、特許は独立行政法人の研究所であっても大学であっても、かなり評価されるようになっておりますので、これからはどんどん特許を取ることが促進されるのではないかと。大学の教官も含めて研究者の心構えというのはかなり変わってきているように思っております。

もう1つ、先ほど私の隣におられます前嶋委員が家畜の特許のことについてちょっと触れましたので、その関連で申し上げたいと思います。家畜は、鶏も含めて品種としての特許を取った例というのはない。これはどういうことかというのは、ここの席においでになります土肥先生のお話ですと、西洋文明の根幹にかかわる思想から出ているのだそうでありまして、とにかく特殊な実験動物を除けば、家畜、家禽では品種特許は取られていない。そのかわり、鶏あるいは豚ですと、かなり限られた育種会社がきちんとした育種をして、そしてそれをF₁なりという格好、あるいは特定の契約農場にだけ供給するという格好で、育成者権は守られているという現状があります。

問題は、牛でして、牛は日本に限らず、外国であっても大体はフィールド、生産の現場のデータを用いて改良が進められていくという状況がありますので、改良に携わる方もたくさんであるし、それから今度は、それができ上がったとしても、大体だれがこの権利を持つのかというのがあります。

もう1つ、今牛は生体で国境を越えるのではなくて、ほとんどの場合が精液、あるいは受精卵の格好で国境を越えますので、国境を越えて遺伝資源を移動させるのもかなり簡単な話になっております。

それで和牛ですけれども、和牛はここ100年、日本人が官民合わせて努力して改良を進めてきた。そして世界で評価されている牛になっております。ただ、家畜の遺伝資源の保護に関する検討会で懸念したのは、これがどんどん野放図に外国へ出ていって、そして外国で適当に交雑されて、和牛の肉でございませう、とって売られたのでは、和牛のブランドイメージに影響する、何とかならないのということで検討が始まったわけですが、1つはこの資料5でしたか、かなり詳しくまとめられておりますので、内容を改めて紹介することは致しません。これは中間取りまとめの骨子に相当する部分ですが、我々とすれば、遺伝子特許を取得して、それを技術と結びつけよう、あるいはそういう遺伝資源に関わる方々に、これは日本の知的財産であるという気持ちを持っていただいて、そしてそれをやみくもに外国へ出す、あるいは不正に外国へ出すということは差し控えてもらいましょうというような論議で今進めているところです。

以上です。

○林座長 ありがとうございます。

それでは森委員お願いいたします。

○森委員 それでは、私どもは、企業の知的財産が海外で侵害されるケースが非常に多いものですから、その対策の支援ということをメインにやってきておりますので、その観点からちょっとお話をさせていただきます。これでいきますと創造・活用・保護の中の保護をメインに業務としてはやっているということでご理解いただければと思います。

それで、対策としては、模倣品の問題と、それから海賊版の問題と、基本的には2つ分けて業務をやっておりますけれども、ご案内のとおり、中国で非常に大きな問題を生じておりますし、その問題が世界に拡散をしているというのが実態だろうというふうに理解をいたしております。

そして模倣品の問題はもう随分長い間ということだろうと思っておりますし、日本の大企業で

あれば知的財産部の中に模倣の対策、保護の対策をやる専門部隊を置いて、かなり対策は打たれつつあるように理解をしておりますけれども、中小企業にとっては非常にこの問題は厄介な問題になっている。1つは人材がいないというのは先ほどからお話が出ておりますけれども、それが1つ。

それから、経費をどれだけかけられるかという問題が1つあります。費用対効果の問題で、なかなか手が出しにくい。

それから、3番目は、やろうにも知識がない。これは人材とも関係ありますけれども、ノウハウが全く蓄積されていないということがあって、非常に難しい状況になっております。

ただ、模倣品の問題はもう相当拡大をして、戦線が非常に広がってしまっているので、恐らく相当今後も難しい局面を続けざるを得ないのじゃないかなという感じがいたしております。

ご案内のとおり、特許庁が2年ぐらい前にアジアにおける模倣品・海賊版の被害状況がどのぐらいかという、日本企業が被ったという前提ですけれども、これ、東アジアだけでも、そのときでもう年間で18兆円ぐらいあると言っておりました。膨大な被害になるのだろうというふうに思います。

それから海賊版の方は、基本的にそのコンテンツ、例えばアニメのDVDであるとか、それからJポップ、まあ音楽、CDであるとか、それからキャラクターグッズであるとか、漫画の本だとか、いろいろありますけれども、こういったものもやはり文化的に見て、東アジアはややなじみがいいといえますか、親和性があるので、非常に受入れられやすい環境があるのですけれども、市場アクセスということ言うとなかなか難しい状況があって、特に中国なんかには入りづらいということもあって、海賊版天国の状況になっていっているということですね。今後市場開拓をするためには、これも対策を打たざるを得ないということですよ。

ただ、コンテンツの方は、今までまだ余り海外に打って出ていないという状況もあったものですから、海賊版出放題という状況をどうするかというのが非常に大きな課題になっていて、この1～2年で、本格的に東アジアで海賊版対策をやり始めたわけです。

私どもでお手伝いをして、もう1年半ぐらいで314万枚ぐらい押収を取締当局と連携してやりましたけれども、徐々に成果を上げつつありますけれども、非常に大変な問題であります。

それで、今「攻めの農政」のお話がありましたけれども、日本で作り上げたと言ったらいいのでしょうか、新しい品種の保護、それを例えば海外で「攻めの農政」で、外に押し出していく、あるいは食品もそういうふうにしていくというときに、模倣品のように後手にもう既に回ってしまった状態ができてしまうと、戦線が相当拡大してしまい大変なことになりかねません。

それから先ほど中小企業さんはいろんな点で対策が打ちづらい状況があるというのを申し上げましたけれども、農産品の場合も状況がやや類似性があるのじゃないかなという気がするのです。まだどのくらい被害が出ているかわからない状況ですから、何とも言えませんし、被害の規模、被害の態様をどう把握していくかということがまずあって、それから対策が出てくるのだらうとは思うのですけれども、私どもでも地方で啓蒙的なセミナーをやって、保護をするためには権利を取得しておかないと対策の打ちようがありませんよということでもいろいろお話をさせていただいているのですけれども、昨日たまたま私どもの職員が鹿児島に行って、こうしたセミナーをやってきたのです。いろいろな業界の方が集まるとポイントが絞れないものですから、鹿児島で焼酎業界の方だけにお集まりいただいてお話をしたのですけれども、メインは焼酎をつくるメーカーさんがお集まりなのですが、あとは瓶をつくるとか、そういうところの方もお見えになったそうですけれども、39社お集まりいただけただけということです。

それで、そのうち日本で商標登録しているのはわずか6社、あとは当然焼酎ですから自分でブランドを持っているはずですが登録すらしてない。知財という意識がほとんどおありでない。これは製造品も同じように、大体中小企業の方は余りブランドを意識されてないという状況がございますが、まずとにかく権利を持たないと外に打って出たときは相当大きな問題が起きるということをご認識いただくような、広報普及活動というのですか、そういうところからまず始める必要が恐らくあるのではなかろうかというふうに感じております。

またいろいろ議論する機会に加わらせていただくことにして、長くなりましたのでここまでにさせていただきます。

○林座長 ありがとうございます。

長井委員お願いいたします。

○山田委員（代理長井委員） 福岡県の長井でございます。本来であれば農政部長の山田が出席するところですが、代理という形で出席させていただいております。それは、福岡

県としての取組をちょっとご紹介させていただくということと、またこういった機会でございますので、いろいろ行政、県としてこの場を使いましていろいろ勉強させていただければというように思っている次第であります。

それで、福岡県の取組でございますが、福岡県としましては平成15年、3年ぐらい前になりますけれども、県として農産物の知的財産戦略というのを策定しております。その内容と取組を少しご紹介させていただきたいと思うのですが、まずこの戦略をなぜ策定するに至ったかということですが、最近非常に売れておりますので知られていますが、いちごの「あまおう」がちょうど15年、品種登録としては13年の11月に品種の出願を行っておりますが、ちょうどそれを使って売り出そうという時期にございましたけれども、そういう中で、先ほど資料の説明にもございましたが、例えばいちごの「とちおとめ」なんかは違法に栽培されて輸入される事例があったということもございまして、特に福岡県は韓国なり中国に距離的に近いということから、やはり知的財産権を確立していくということが大事であろうということで、研究会をつくりまして戦略を15年3月にまとめております。

その内容ですけれども、4つの柱からなっております、1つは県として知的財産権の取得を促進する。これは農業試験場を使いましてそうした権利の取得を、新しい品種をつくっていこうということでもあります。2番目が、農家などへの知的財産権の取得の支援を行うということ。3番目が新品種なり新技術の流出防止を行うということ。4番目が違法の輸入農産物の流入を阻止しようという、この4つの柱で戦略を策定しております。

それに基づきまして、特徴的なものとして2つここでご紹介というか、取組事例についてご報告させていただきますと、1つは、県内の取組としまして、福岡県の農産物知的財産権センターというのを、試験場の中につくりまして、農家への相談ですとか助言、それから指導というようなことを行っております。

それで、あわせまして試験場の方でDNAの鑑定技術の開発なども行っていくというのが1つであります。

もう1つは、県内でそういうことをやっても、県外に品種が流出するおそれがあるということもありまして、農産物の知的財産権保護ネットワークというようなことで、事務局は今申しあげました知的財産権センターに置いたのですが、いちごの育成県に呼びかけまして、15年の最初の立ち上げの時点では18道県、現在は24、もう少し増える予定なんです、ネットワークをつくって情報網をやっているというようなことで取り組んできております。

そういう形で保護なりを一生懸命やっているところなんです、現在における課題といえますと、1つはやはりこれだけやってきてはおりますけれども、先ほどお話も出ておりましたけれども、やはりアジアの方における品種保護制度についてまだ整備が十分ではないということで、その辺の整備促進をお願いできないかということが1つでございます。それとあわせまして、登録審査期間の短縮などもお願いしたいということでもあります。

それからもう1つですが、一生懸命取組はしてきてはおるのですが、この資料7にありました人材の育成・意識の向上の方でいいますと、意識の向上の方の問題でして、いわゆる行政、県の方で見ておりますと、普及員なりを使って指導はしているのですが、農家の方で余りそういったものには権利があるとか、人にばっと渡しちゃって使われてしまうとかいうような事例がございますので、これは県としてもやはりそれをもっと広域にわたってそういった指導なり農家の方の意識改革というのをやっていく必要があるのではないかとこのように思っているところでございます。

以上でございます。

○林座長 ありがとうございます。

それでは、最後になります、渡邊委員どうぞ。

○渡邊委員 私は種苗の業界から参加しておりますが、農産物の中で種苗は最もノウハウが蓄積された商品でございます、言ってみれば、この知的財産権問題の真ただ中に置かれているというふうに言えるのだらうと思います。

委員の皆さんからもお話のように、中国、韓国その他、海外からの侵害事例もたくさんありまして、私どもも絶えず頭を悩ませているわけですが、アジアの場合ですと、特に植物でありますとか、動物もそうなのかもわかりませんが、天の恵みでございます、それにお金を払うなんという思想はほとんどなかったわけですが、そういう中でこういう権利を定着させるということは、時間のかかる問題だらうなというふうに理解しているわけでありまして、新しい品種をつくるということは、非常に日本民族の適性に合致したことはないかなと思っておりますが、資源小国の日本でございますので、こうしたものを大きな財産として立国を図るということも本当に大事なことだらうというふうに思っているわけでございます。

それで、国内、国外、いろんな問題を抱えていますが、とにかく海外に物を申すにも、国内の権利保護がきちっと行われて、初めて強いことが言えるわけですが、まだその定着が不十分な段階では、余りこちらも強いことは言えないのは当然です。従ってま

ず、国内の体制をきちっととることが要求されるのだろうというふうに思うわけでございます。

一般的にみて、この品種保護の問題につきましては、特に生産者の皆さんの理解がまだ十分得られてないような感じがするわけでございまして、やはりこういう権利保護制度をきちっと守ることによって、むしろ生産者の皆さんもその恩恵にあずかれるというふうなことを知ってもらえるような、そういう施策をお願いできればと思っております。もちろん全農さんが中心になって生産者の方にそうしたお話をさせていただければ大変ありがたいことでございます。

それから、自家増殖というのが今1つ大きな問題として上がってきているわけでありましてけれども、これにつきましては、保護の対象が全植物になっておりますので、米ですとか麦ですとか、そういう主要な穀類については、これは当然国策上も自家増殖というのを認めていかなければならないのでしようし、そうしたものを幾つか重点的に例外として定め、それ以外のものは原則として自家増殖は禁止する方向でやっていただくのが、論理的ではないかなと思ったりもいたしております。

それから、技術的な問題につきましては、できるだけ早く登録をしていただくということも必要でありますけれども、また何か問題が起こったときに的確に早く判別をするということも強く望まれております。判別する技術は今はDNAマーカーでありますとか、バイオケミカルマーカーですとか、そういうところが大きくクローズアップされてきておりますけれども、そのほかに従来のスタンダードのものとしての栽培比較というのがあるわけでございます。

それでもう1つは、そういう分子的なものと栽培比較との間に、生育中にストレスを加えて判別することも有効ではないかと考えております。例えば耐病性が重要であれば病原菌を接種するとか、あるいは高温だとか低温だとか、酸性度を変えるとか、さまざまなストレスを加えてテストすることによって比較的スピーディーに、しかも的確に差異を判断できるようなシステムが構築される可能性があると思っております。その辺もこうした判別技術の中で取り上げてご検討いただければ大変ありがたいなというふうに思っているわけでありまして。

特に、DNAのマーカーとかになりますと、大きな企業は別に問題がないのかも知れませんが、育種する人は中小の企業であったり、あるいは個人であったりするわけでございまして、なかなかそういう部分までは手が伸びない。そうした人たちに対しても手

を差し伸べるというか、そういう配慮が必要ではないだろうかというふうに思っております。

それから、品種の名称のことでちょっとお話をさせていただきたいのですが、この品種名というのは、登録された品種であっても一般のものは25年の保護期間を過ぎますとオープンにされますので、これは一般名称化していく性質のものではないかなというふうなことでございます。したがって、品種名は現行の商標にはなじまないのではないかとというふうに思われるわけです。

ですから、今ちょっと困っていますのは、新潟県で「女池菜」という菜っ葉がありますが、それを産地が登録しまして、「女池菜」という名称は他で使ってはいけないというふうになりました。ところが「女池菜」というのは既に昔からあちこちでたくさんつくっております、「女池菜」なのに「女池菜」として売れないって何ごとだという反論があったりいたします。似たようなことは、京の「水菜」とか、いくつかの品種で起こりつつあります。ですから、そこをきちっと整理をしてやっていただければ大変ありがたいと思うわけでございます。現在地域ブランドとその名称の関係がちょっと複雑になってきていますので、お願いしたいと思っております。

それから、採種につきましては、残念ながら日本の採種事情はどんどん悪くなる一方でございまして、農家の高齢化も加速していることもありますが、採種の環境が余りよくない。そこで海外に原種を持ち出して、向こうで採種をして日本に持ってきて販売するというふうなことが多いわけでありまして。かいわれ大根まで入れますと90%強が海外生産でございまして。そんな状況でありますので、やはり原種とかそういうものについても、今は契約で保護を図っておりますけれども、きちっと権利が守られるような何かいい方法があれば大変助かるというふうな感じを持っております。

それから、前嶋さんでしょうか、遺伝子組み換えの話もありましたけれども、私ども今大変困っておりますのが、GMなたねのことでございます。これは落ちこぼれがあつて以来あちこちで消費者の皆さんが騒いでおられまして、いろいろ調査が進むにつれて、次世代のものがまた見つかったとか、いろいろ報道されております。

それで、遺伝子組み換えの中でも、自殖性の植物、つまり自分の花粉で種ができるものについては、さほどでないとは思いますが、他殖性のもの、特にあぶらな科のものなどは、花粉を運ぶミツバチが半径2キロぐらいの範囲内で行動しますので、その範囲にあるものにかなり高い確率で交雑を起こすことが考えられます。これを放置するとあつという

間に日本全国にそういう組み換え遺伝子が入った菜類が生まれてくることも推測されます。その安全性とか何かはよくわかりませんが、特に危険だとも思わないのですが、やはり消費者の皆さんがそういう遺伝子が入ったものについては食べたくないという反応がございまして、そういう面で私ども業者とすれば、もちろん採種するときは十分配慮をいたしますけれども、風評で昔から伝えられてきた日本の伝統的なあぶらな科野菜、それが衰退すると言うふうなことを非常に危惧しているわけでございます。

そんなふうなことをお話を伺いしながら思いました。

○林座長 ありがとうございます。

大体皆様からお話をいただいたところですが、まず最初にほかの委員のお話を聞いていてちょっと追加したいという方がおられたらお話いただきたいと思うのですが、それと、今日はここには、こちら側の方に、もちろん農林水産省としては知的財産でこれだけの方が、三浦副大臣を初めとして集まれるのはめったにないことですから、委員の皆様だけじゃなくて、こちら側からも、今委員の皆様のお話を聞きまして何かありましたらどうぞお話いただきたいというふうに思うのですが、そういうことでいかがでしょうか。

最初私から、私も委員の1人として申し上げたいと思うのですが、この知的財産というのは、知的創造物、ただ、物というのは非常に広い概念で、物とそれから特に農業関係では栽培育成というのがありますので、このノウハウ、栽培法であるとか、それからシステムとかいったもの、これもやはり知的創造物に入るのだらうと思うのですが、これに対して今なぜこういうことを急激に取り上げるべきなのかという前提でありますけれども、私は参考の4の11ページに、参考資料で「知的創造物についての権利」ということで、この権利関係、法律関係が農業の先ほど言いました知的創造物とどのような関係にあるかというのは、一応おまとめいただいておりますが、これは1つひとつのものを点検していくと、どういうふうによく当てはまっていくのかというのは今後の問題になるだらう。ただ、これはよく「知的創造物についての権利」とか、「営業標識についての権利」という形でおまとめいただいているというふうに思います。

なおかつ、この資料7に、今日の論議のたたき台をいただきましたように、私はこういう論議をすることの目的の第1に、やはり農業分野での創造の活性化と申しますか、促進だらう、こういう知的財産、知的創造物を創造することを活性化させるということが第1にあるのだらうというふうに思います。と申しますのは、農業分野は遅れていましたから、今までこういうことを考えもしなかったというのが実は随分あちこちであるわけですか

ら、そういう意味では、逆に非常にここからたくさんの知的創造物が出てくる可能性を秘めているという意味では、非常に有利な分野ではないか。

そうだった場合、例えばこれまで普及員の方が篤農家の方からいろんなことをお聞きになられて、それを皆さんに普及していたわけですね。これが余りうまいやり方じゃないやり方でこの知的財産を持ち込みますと、隠匿するといいますが、隠蔽してしまって、逆の効果が生まれてしまう。これは絶対に避けるべきで、むしろこれまで余りレスpektされなかった部分が、あなたのやっていることはこんなにすばらしいことなんですよということで、評価する側でもっと引き出すといいますが、これは農家レベルの話ですが、ということもあり、なおかつ農業関係の非常に大きな特徴は、この研究が主として旧国研、独立行政法人で賄われているというのは、これは工業の分野と全く違う分野でありまして、そのこの研究者の方たちが今一生懸命やっておられるわけですがけれども、それとか大学とか、もちろん民間でもやっぺらっしやる。

こういう研究者の方たちの研究活動を知的財産という概念を持って促進するという、これまで余りレスpektされなかった部分を、もっとインセンティブをきっちりこのところは与えやすいわけですから、ということで、何しろ第1に目的のспанとしては創造活動の促進ではないかというふうに思います。

それじゃ次にどういうことがあるのか、これは当然ながら保護になるわけですがけれども、この保護の場合には、いろんなトラブルが起きて裁判に持ち込むとかいった以前に、まず流出防止の意識が高まる、意識の向上だろうと思うのですね。この流出は今まで普及していたくらいですから、全く無防備にいろんなものを流出させたということをやまず、ここでこういう論議を進めていく中で、日本の国の中でそういう方向性をみんな確認しながら、もっともっと多くの人たちにこのことをわかっていただくという、流出防止のために何ができるか、いろんなことができると思うのですね。なおかつ一番ここはやりやすいといえますのは、流出したものの再流入防止です。これは検疫というシステムがございますので、ここで不当にほかであれされたものは再流入させなければいいわけですから、その防止のためにはどんなシステムと何を考えていったらいいのかという、これが非常に今問われているんじゃないか。そういうことによってこれはもまれていくわけですから、むしろ農産物であるがゆえのよさではないかなという気がします。

なおかつ、最後に活用の推進ということでもありますけれども、これもこういった2つのことを通じながら、もっと活用が、農業の場合には地域地域で、地域ブランドという形で

ものすごくいろんなところが地域ブランドづくりに励んでおられますから、これも大きく言ってこの知的財産政策の中で正当に位置づけられるべきではないかなという気が、先ほどからお話を聞いていていました。

これは私の方からの話ですが、残りあと10分ぐらいありますので、どうかこちら側からもお話いただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。副大臣、お話をお聞きになられて何かございますか。

○三浦副大臣 いや、皆さん何かあったら遠慮なく聞いてください。

○吉田審議官 じゃ一言。

皆さんから非常に多くのご示唆をいただいております、これをまとめて、またいろいろ参考にさせていただきたいと思うのですが、やはりその中で特に意を強くしたというか、全くそのとおりで思っているのは、今座長の方からも言われましたように、その意識ですね。違反事例を資料で紹介してございますが、どれもその違反事例、確かに違反した、持っていったのが悪い、持って行って持ち込むのが一番悪いのですけれども、必ずその裏には、やすやすと相手に与えてしまった農家あるいは場合によっては県の試験場だとか、そういうのがバックにあるわけですね。その意識を高めなきゃいけない。これはやはり我々の分野は、知財という意識が全体として、業界全体として、先ほど食品業界はそういう意識が低いのだとおっしゃいましたけれども、農業分野はもっと低いというのが実態だと思いますので、そこをまずしっかり啓発をしていく。こういう会議をやる、それでこの会議の結果を知らしめるのも1つの効果だと思いますし、その点をしっかりやっていきたいなというふうに思っております。

あといろいろあると思いますが、1つだけ、その点だけ申し上げときたいと思います。

○林座長 ほかにいかがでしょうか。今日はほとんど課長が……。どうぞ。

○染技術総括審議官 今吉田審議官が言ったとおりなんです、多分農林省の中できちっとこの知的財産ということである程度制度、仕組みが確立されていて、それを運用している段階というのは、多分種苗法の問題であり、また特許法に乗っかる問題であり、また新しい問題で商標権に乗っかるような問題だと思うのです。

それで、今日のお話で大分、現に軌道に乗りつつあるようなものについても、まだまだ改善すべき余地があるというふうなご指摘も大分いただきましたので、それはそういうこととして改善していくのだと思うのですが、今後の話として、こういう従来の既存の体系に乗っかっていない部分ということで、今日も何人かメンバーの方をお願いしているわけ

ですが、1つは例えば日本料理の問題、それとかフラワーデザインなんかに関係します、多分フラワーデザインはもう少し幅広くとっていけば、華道の問題とかいろんな問題、あるいはもっと、今日メンバーにおられません、茶道の問題とか、いろんな問題があるのだと思うのですよ。この辺の問題は多分日本としてはある意味では必ずしも明文化されていない、ある意味では暗黙知みたいな世界がありまして、それが歴史と伝統で引き継がれてきたようなものだと思うのですよ。

これを日本文化として情報発信していく。それは日本料理で人材の交流だ何だということで、そういうことをやることによって初めて可能になるというふうなご指摘もあったわけですが、ただ一方で、それを例えばいろいろ海外に持って行って、向こうは向こうである程度定着していく。それがきちっと定着すればいいですが、場合によったらまがい物として定着するかもしれない。例えばお茶なんというのは、よく聞く話は、日本というのは緑茶を飲むというのは、これは砂糖なんか全然まず入れない。ただ向こうに行くと、グリーンティーにまさに砂糖を入れて飲んでいる。これは日本文化と全然違うような形になって、それは向こう独自の文化だといえ、それはそうなんだろうと思うのですが、日本文化という意味では違うなという感じがするわけですね。

そうしたときに、日本文化、そういう今申し上げたようないろんな暗黙知が入っているような分野について、これを海外に持っていく、場合によったらその新しい文化が向こうで定着することによって、日本の農産物とか食品とかも売れるかもしれないというような期待値も持つわけなんです、そういうように考えたときに、今申し上げたような日本料理の分野とか、あるいはフラワーデザイン、華道の分野、この辺をどういうふうに日本文化の向こうでの普及という意味で考えたらいいか、この辺についても何か教えていただけたらありがたいと思うのですが。

○林座長 技術総括審議官からのご質問で、どなたかお答えになることができる方はおられますか。いかがですか。

それでは、これはしばらくお考えいただくことにして、それでは三浦副大臣どうぞ。

○三浦副大臣 各般の経験に基づきご意見をいただき、ありがとうございます。

私はちょっと突拍子もないと思われる方もおありかと思うのですが、日本がこれだけ高い技術を持っている。それから既に海外で権利侵害をされている面もある。知財にしましてはとにかくまず守ること、そして守る手立てとして何がツールになるか、これをまず基本的に整理をして、そして攻めに入りたいという気持ちを強く持つわけであり、福

岡県さんも非常にそこは有効な活用をなさっているなど、日ごろ敬意を表しているところ
であります。

サントリーの樋口委員のお話にありました、サントリーさんも非常に海外でそういうこ
とを積極的に展開なさっていると思っておりますが、並行輸入という問題が、サントリ
ーさんは国内生産にも非常に気を使っているということ日は日ごろ知っているわ
けであります、私はこれだけ国内外の生産格差がある中では、きちっとした権利が確定
をした品種と技術であれば、海外の農地を借りて、そこを拠点に開発したものを輸出をし
ていく、開発輸入はしない。それは契約の中で制限をかけながらということではありま
すが、この辺のノウハウということは、ぜひそういう新たな、これは国内生産を考
えるときに非常に難しいビジネスモデルになるかと思うのですが、そういうことも考
えておりますので、また貴重なご意見を今後も引き続きお願いできればなというふう
に思います。また今日さらにお聞きできることがあれば教えていただきたいと思
います。

○林座長 ありがとうございます。

ほかにご質問とかご意見ございますか。どうぞ。

○金子大臣政務官 皆さん方のご意見、本当にありがとうございます。

その中で1つだけ、ちょっと土肥先生にお聞きをしたいのですが、ずっと流れの中
で、この知的財産という中で一番重要な信頼、安定できる権利ということで、私も
意外だったのです、特許の裁判をして半分ぐらい負けるというようなことあ
って、それは今いろんな問題点があるのでしょうか、改善をされつつあるの
か、改善というのがなかなか難しいのか、ちょっとそこだけ気になったもの
ですから、お聞かせをいただければありがたいと思います。

○林座長 それではお願いいたします。

○土肥委員 もともとその特許の場合は、高橋是清の昔から、そういう技術的な
ことは特許庁のみで判断をして、その権利の幅の解釈は裁判所がやる。有効、無
効は行政庁がやるということをしてきたわけですが、途中から裁判所も権利の有
効、無効を判断できるということになりましたので、裁判の侵害訴訟の中で有効、
無効が行われるという、そういう現状があるわけです。

じゃ、その裁判に出ていく権利が完全に有効なものとして権利者、出願人です
けれども、権利者がいわゆる完全クレームを書いて権利を取って、特許庁も遺漏
がないように審査できているはずなんですけれども、やはりどこか審判・裁判
に行くと、自分の思いも知らな

いような先行事例があったり、それから進歩性の問題でも、やはり後づけで見ていくと、後から、結果から見ていくとこれは進歩性がないというふうに判断されたり、制度上やはりそれは起こるのだろうと思うのです。

それで、恐らく特許の場合はクレームという問題があって、クレームをきちんと書く、遺漏がないようにクレームを作成するという問題がありますが、この種苗の世界はそういう世界ではありません。つまりクレームがないわけですから。その区別性、安定性、均一性、そういう要件の世界ですので、審査の過程、私実際に見たことはないのですが、栽培試験の過程というのは非常に重要になるのだろうと思うのですね。だからここについて余りスピード、スピードということは、やはり生物の場合どうかなというふうに私は思っているわけです。そういう意味で申し上げたわけで、余りそこを、生物の栽培試験のところをスピード、スピードというふうに言わずに、きちんとやっていただいて、あとは今のような重要な形質に係る特徴というところで切り分けているわけですが、種苗法の方にはそういう審査基準上の問題も1つあると思います。だから、恐らく特許と同じように、付与前異議さらには付与後異議の制度を廃止するようなことをしないようにという思いがあるものから申し上げたわけです。

あと、やはり先ほどこの委員の中のご発言の中にあつた特許庁と農水省で少し意見を確認していただくような要請も出ていましたね。私もテキストなんかでは、種苗の品種登録名称が権利が満了した後に、25年、30年たった後に商標登録されるということはないというふうに普通書いてありますので、そういう事態は普通あり得ないことじゃないかなと私は思うのですが、そのあたりは種苗課あたりと特許庁あたりと意見のすり合わせをしていただいて、つまり農水省にとっても重要なことですので、そういうことは遺漏がないようにしていただきたいというふうに思って、以上でございます。

○林座長 ありがとうございます。

それでは、3時を超えてしまいましたので、私の方はこれで座長を終えて事務局にお返ししたいと思いますのですが、この資料の7番は大変よくおまとめいただいておりますので、論議のたたき台としては、この「人材の育成・意識の向上等」も一番下にありますし、これは現場だけではなくて、まずこれをおつくりになられた農林水産省、これだけ課長がお集まりですので、まず農林水産省の中で意識を高めていただいて、それからほかの方にも普及していただければ大変ありがたいなというふうに思います。

それでは事務局の方にお返しいたします。

○吉田審議官 林先生、どうもありがとうございました。

それでは、本日の会議はこれで閉会とさせていただきますが、閉会に当たりまして、副本部長の金子政務官から閉会の言葉をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○金子大臣政務官 林先生、今日は本当に座長ご苦勞さまでございました。そして委員の皆さん方におかれましては、本日は長時間、それぞれのお立場に基づく貴重なご意見、そしてご助言をいただきまして、ありがとうございました。

本日の会議でもご説明いたしましたとおり、農林水産省の知的財産関連施策というのはまだ緒についたばかりでございますけれども、今後の農林水産行政の中で大変重要な柱となり得る分野だと言うふうに考えております。積極的に各方面に対象を広げまして、戦略的に施策を検討し、実行していきたいというふうに考えております。

ただし、今日農林水産省の担当技術総括審議官初め、担当は来ているわけでございますが、この分野というのはいずれも高度な専門的な知見が不可欠でございます。そういう意味では、そういう専門家がほとんど農林水産省にはいないという状況でございますので、この関係施策を的確に進めていくためには、本専門家会議の皆様方のご助言というものが大変重要になっていく、不可欠になっていくというふうに考えております。

今後とも皆さん方におかれましては、この会議の内外を通じまして、ぜひご忌憚のないお話を今後ともお聞かせいただければ幸いですと思っております。

なお、本日いただきましたご意見とかご助言につきましては、8月末に予定されております平成19年度概算要求を初めといたしますさまざまな関連施策に鋭意反映をさせていただきたいというふうに考えております。

今後とも本専門家会議におきましては、政策の決定に際してご意見等をいただくとともに、必要に応じまして個別のテーマを設定し、専門分野の委員を中心とした意見交換なども行っていきたいと考えておりますので、その節はどうぞよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○吉田審議官 ありがとうございました。

それではこれで会議を閉会いたします。

なお、次回の会議でございますけれども、恐らく秋以降になると思いますが、タイミングを見計らいまして、皆様の日程をお聞きしながら決めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日はまことにありがとうございました。

午後3時05分 閉会